

防衛庁が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定、平成 17 年 12 月 16 日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

ア 「平成 17 年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」（平成 18 年 3 月 30 日付け防官政第 3215 号）及び「平成 18 年度事前、中間段階の事業評価及び実績評価の政策評価書」（平成 18 年 8 月 31 日付け防官政第 8367 号）における実績評価方式による 4 件の政策評価

イ 「平成 17 年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」（平成 18 年 3 月 30 日付け防官政第 3215 号）及び「平成 18 年度事前、中間段階の事業評価及び実績評価の政策評価書」（平成 18 年 8 月 31 日付け防官政第 8367 号）における事業評価方式による 12 件（注）の政策評価（事前 9 件、事後 3 件）

（注）送付を受けた 40 件の政策評価のうち、総合評価方式による政策評価（13 件）、研究開発を対象とした政策評価（15 件）を除いた 12 件の政策評価。また、総合評価方式による政策評価及び研究開発を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注 1、2）。

○ 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注 1）目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

（注 2）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

(2) 審査の結果

「平成 17 年度実績評価」及び「平成 18 年度実績評価」における実績評価方式による 4 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無													
		達成すべき目標 （「達成目標」）		目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無						
○防衛庁における環境への配慮															
1	環境への 負荷低減	○	基本目標1 環境への負荷低減 保有する装備及び施設等の維持管理において、粉塵やばい煙、汚水などが発生する場合には、環境保全の観点から、その防止、軽減に努める。		P										
			○	下位 目標 1						平成16年度までに全ての一般公用車を低公害車に切り替える。	1	低公害車保有率 (低公害車保有数／ 一般公用車保有数)	P	100%	○
2	オフィス活動における環境配慮	○	基本目標2 オフィス活動における環境配慮 オフィス活動において、職員自らが身近なところから地球温暖化対策等に係る各種施策の実践に努めるとともに、省エネ・省資源を推進し、廃棄物の削減とリサイクルを積極的に進める。		P										
			○	下位 目標 2						公用車で使用する燃料の量を現状（13'実績：以下同じ）比で平成18年度までに概ね85%以下とする。	1	公用車の燃料使用量	P	14,939GJ	○
			○	下位 目標 3						用紙類の使用量を現状比で平成18年度まで増加させない。	1	用紙類の使用量	P	1,274t	○
			○	下位 目標 4						事務所の単位面積当たりの電気使用量を現状比で平成18年度までに概ね90%以下とする。	1	事務所の単位面積当たりの電気使用量	P	118.4kwh/㎡	○
			○	下位 目標 5						エネルギー供給設備で使用する燃料の量を現状比で平成18年度まで増加させない。	1	エネルギー供給設備で使用する燃料の量	P	855,731GJ	○
			○	下位 目標 6						事務所の単位面積当たりの上水使用量を現状比で平成18年度までに90%以下とする。	1	事務所の単位面積当たりの上水使用量	P	1.52㎡/㎡	○
			○	下位 目標 7						事務所から排出される廃棄物の量を現状比で平成18年度までに概ね75%以下とする。	1	事務所から排出される廃棄物の量	P	2,672t	○
			○	下位 目標 8						廃棄物中の可燃物の量を現状比で平成18年度までに概ね60%以下とする。	1	廃棄物中の可燃物の量	P	1,271t	○

政策番号	政 策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
			達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
3	グリーン調達の推進	○	基本目標3 グリーン調達の推進 物品やサービスの調達に当たっては、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を積極的に進める。	P					
		○	下位目標 9 環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき毎年度策定される防衛庁の調達方針に従い調達を推進する。		1	特定調達物品等の調達率 （特定調達物品等の調達量／総調達量）	P	100%	○
○建設工事等における電子入札の推進									
4	建設工事等における電子入札の推進	○	基本目標 防衛施設建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札に参加する企業の負担軽減及び行政事務の簡素・合理化によるコスト削減を図るため、また、談合等の不正行為の起こりにくい環境を作るとの観点から、インターネット環境を利用した電子入札を推進する。	P					
		○	下位目標 平成19年度までに、防衛施設建設工事等の電子入札件数の割合を100%とする。		1	電子入札の実施割合	P	100%	○
合計	4 政策	○= 4							
		○= 10	10下位目標		10	P=10		○=10	

- （注） 1 防衛庁の評価書を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象施策」欄に記載されている事項を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。 上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。 なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の「施策の目標（目標達成時期）」欄に記載されている事項を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（=out<u>C</u>ome）はアウトカム、「P」（=out<u>P</u>ut）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。 なお、必ずしも評価書において測定指標である旨が明記されていないため、当省で整理し、公正取引委員会に確認の上、記入した。
「指標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「C I」、「P」の別を記入した。 なお、「CM」（=out<u>C</u>ome <u>M</u>easurable）はアウトカムで定量的な指標、「C I」（=out<u>C</u>ome <u>I</u>mmeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=out<u>P</u>ut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)第 3 条第 1 項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) ○行政サービスに対する満足度 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率 ○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) ○事業の実施件数、○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、○環境基準の設定 ○検査件数、○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) ○講習会、展示会等の開催回数 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) ○講習会、展示会等の参加者数 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) ○機構・定員等の審査結果 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数 ○恩給請求書を 3 か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) ○各種研究開発の特許取得件数 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

（１）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針Ⅰ－４－ア）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成 18 年度事前の事業評価」における事業評価方式による 9 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添 1「政策評価審査表（事業評価(事前)関係)」参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政 策	手 段	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	護衛艦（5, 000 トン型 DD）	○高度な防空能力、対潜戦能力及び対水上戦能力を持つ汎用護衛艦（5, 000 トン型 DD）を整備	○	△	○
2	海 洋 観 測 艦（3, 200 トン型 AGS）	○精密海底地形調査や海底下物性調査等の能力を持つ海洋観測艦（3, 200 トン型 AGS）を整備	△	△	○
3	次期回転翼練習機（TH-X）	○平成 20 年度に除籍が見込まれる OH-6D の代替として、次期回転翼練習機（以下「TH-X」）を購入	○	○	○
11	三沢飛行場家族住宅（低層）整備事業	○家族住宅 10 棟（37 戸）及び附帯施設（機械室棟、駐車場等）を整備	○	○	○
12	横須賀海軍施設の提供水域内における浚渫整備事業	○ニミッツ級空母の安全な航行に必要な水深を確保するため、横須賀海軍施設の提供水域内における浚渫工事の実施	○	○	○
13	岩国飛行場整備用格納庫整備事業（1）	○在日米海兵隊の適正な整備環境の確保等を図るため、整備用格納庫 1 棟及び附帯施設（駐車場、駐機場等）を整備	○	○	○
14	岩国飛行場整備用格納庫整備事業（2）（3）	○在日米海兵隊の適正な整備環境の確保等を図るため、整備用格納庫 1 棟と附帯施設（駐車場、駐機場等）をそれぞれ整備する。	○	○	○
15	嘉手納飛行場教育施設（訓練）整備事業	○在沖米空軍の適正な教育環境の確保を図るため、教育施設 2 棟及び附帯施設（駐車場、通信設備等）を整備	○	○	○
16	トリイ通信施設管理棟（司令部）整備事業	○在沖米陸軍の適正な部隊管理業務環境の確保を図るため、管理棟 1 棟及び附帯施設（予備発電機室、駐車場等）を整備	○	○	○
合 計			○=8 △=1	○=7 △=2	○=9
(備考)					

(注) 1 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされて

いるなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

2 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていない場合、若しくは、当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、実施することが明らかにされていないものを表す。

3 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

4 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

（１）審査の考え方と点検の項目

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－５－ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

（得ようとした効果と把握された効果の関連性について）

事業評価方式による中間評価・事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

この審査においての点検を行っているのは、次の項目である。

- 当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのかについて、合理的な説明が行われているか。

（２）審査の結果

「平成17年度事後の事業評価」及び「平成18年度中間段階の事業評価」における事業評価方式による3件の政策評価（中間・事後）についての審査の結果（事実

確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添２「政策評価審査表（事業評価（中間・事後）関係）」参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政 策	手 段	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
後 9	伊江島補助飛行場周辺 民生安定助成事業（ごみ処理施設）	ごみ処理施設（焼却施設、資源化施設）の整備を行う沖縄県国頭郡伊江村に対する補助 〔総事業費の 2/3 補助〕	△	△	
後 10	那覇港湾施設における 岸壁整備事業	（那覇港湾施設の岸壁の老朽化を解消し、船舶の寄港時における業務の効率化を図るために、）既存岸壁の改修及び附帯施設（防舷材、係船柱等）の整備 （平成 13 年度から 17 年度まで実施）	○	○	○
中 1	96 式多目的誘導弾システム	○新たな脅威や多様な事態、本格的な侵略事態に実効的に対応するため、対舟艇対装甲火力として 96 式多目的誘導弾システムを整備	△	△	
合 計			○=1 △=2	○=1 △=2	○=1 /=2
(備考)					

(注) 1 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかにでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

2 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記 1 のとおりとする。

3 「得ようとした効果と把握された効果の関連性」

「○」は、「当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるか」が当初得ようとした効果のすべてについて明らかにされているものを、「△」は、当初得ようとした効果の一部について明らかにされているものを、「－」は、明らかにされていないものを表す。

「／」は、「得ようとした効果」又は「把握された効果」が明確でない（「△」又は「－」）ため、「得ようとした効果と把握された効果の関連性」について審査の対象としていないものを表す。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添 1】

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
1	護衛艦（5, 000トン型DD）	○高度な防空能力、対潜戦能力及び対水上戦能力を持つ汎用護衛艦（5, 000トン型DD）を整備 【平成19年度概算要求額：約848億円（後年度負担額を含む。）】	○新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し、本格的な侵略事態に備える ○イージス艦が、弾道ミサイル警戒及び対処任務に従事している際に、航空機、潜水艦、水上艦艇等による攻撃から防護する等		○各種試験により、建造される護衛艦の性能について確認 ○運用試験を実施し、その作戦運用における効果的な用法を確認
2	海洋観測艦（3, 200トン型AGS）	○精密海底地形調査や海底下物性調査等の能力を持つ海洋観測艦（3, 200トン型AGS）を整備 【平成19年度概算要求額：約188億円（後年度負担額を含む。）】	○主として浅海域における部隊の効率的な運用等に必要なデータを得るために必要な海洋環境データ収集能力を維持・強化 ○周辺海域の警戒監視や領海内で潜没航行する外国潜水艦等への適切な対応といった新たな脅威や多様な事態に実効的に対応		○各種試験により建造される海洋観測艦の性能を確認
3	次期回転翼練習機（TH-X）	○平成20年度に除籍が見込まれるOH-6Dの代替として、次期回転翼練習機（以下「TH-X」）を購入 【平成19年度概算要求額：約8億円（後年度負担額を含む。）】	○教育期間の短縮（練習機を用いた教育課程の期間を約7週間短縮） ○教育効果の向上（実用機と同じ回転翼機による計器飛行の習熟、スムーズな実用機課程への移行） ○経済的効果（TC-90の所要機数を24機から16機に削減することが可能となり、機体の調達経費及び維持経費の節減）	平成21年度	○性能試験を実施し、要求性能どおりの性能を有していることを確認
11	三沢飛行場家族住宅（低層）整備事業	○家族住宅10棟（37戸）及び附帯施設（機械室棟、駐車場等）を整備 【平成19年度概算要求額：約20億円（後年度負担額を含む。）】	○老朽化が著しく維持補修を強いられ多大な労力を要し、居住者の日常生活に支障を来している状況が解消 ○米軍人・軍属及びその家族の生活環境の確保	工事完了後直ちに実施	○施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認 ○米側においても完成検査と同様の確認

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
12	横須賀海軍施設の提供水域内における浚渫整備事業	○ニミッツ級空母の安全な航行に必要な水深を確保するため、横須賀海軍施設の提供水域内における浚渫工事の実施 【平成19年度概算要求額：約64億円（後年度負担額を含む。）】	○ニミッツ級空母の安全な航行が確保される。	工事完了後直ちに実施	○施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認 ○米側においても完成検査と同様の確認
13	岩国飛行場整備用格納庫整備事業（１）	○在日米海兵隊の適正な整備環境の確保等を図るため、整備用格納庫１棟及び附帯施設（駐車場、駐機場等）を整備 【平成19年度概算要求額：約13億円（後年度負担額を含む。）】	○老朽化が著しく壁面の剥離等の劣化に対し度重なる維持補修が強いられ多大な労力を要するなど効率的な業務が行えない状況が解消 ○在日米海兵隊の航空機の適正な整備環境の確保及び作業性向上等業務の効率化	工事完了後直ちに実施	○施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認 ○米側においても完成検査と同様の確認
14	岩国飛行場整備用格納庫整備事業（２）（３）	○在日米海兵隊の適正な整備環境の確保等を図るため、整備用格納庫１棟と附帯施設（駐車場、駐機場等）をそれぞれ整備する。 【平成19年度概算要求額：（２）（３）ともに各々約13億円（後年度負担額を含む。）】	○老朽化が著しく壁面の剥離等の劣化に対し度重なる維持補修が強いられ多大な労力を要している状況が解消 ○在日米海兵隊の航空機の適正な整備環境の確保及び作業性向上等業務の効率化	工事完了後直ちに実施	○施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認 ○米側においても完成検査と同様の確認
15	トリエ通信施設管理棟（司令部）整備事業	○在沖米陸軍の適正な部隊管理業務環境の確保を図るため、管理棟１棟及び附帯施設（予備発電機室、駐車場等）を整備 【平成19年度概算要求額：約4億円（後年度負担額を含む。）】	○度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要するなど効率的な業務が行えない状況が解消 ○在沖米陸軍の適正な部隊管理業務環境の確保	工事完了後直ちに実施	○施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認 ○米側においても完成検査と同様の確認

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	検証を行う 時期	効果の把握の方法
16	嘉手納飛行場教育施設（訓練）整備事業	○在沖米空軍の適正な教育環境の確保を図るため、教育施設２棟及び附帯施設（駐車場、通信設備等）を整備 【平成19年度概算要求額：約15億円（後年度負担額を含む。）】	○度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要するなど効率的な業務が行えない状況が解消 ○在沖米空軍の適正な教育環境の確保	工事完了後直ちに実施	○施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認 ○米側においても完成検査と同様の確認

- (注) 1 防衛庁の「事前の事業評価の政策評価書」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価(事前)関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書の記載番号に基づき記入した。
「政策（名称、目的等）」欄	評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄	政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄	政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「検証を行う時期」欄	事後に検証を予定している場合に、その検証を実施する時期を記入した。
「効果の把握の方法」欄	事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。

【別添2】

政策評価審査表（事業評価（中間・事後）関係）

整理 番号	政 策 （名称、目的等）	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果	
事後9	伊江島補助飛行場周辺民生安定助成事業（ごみ処理施設） （伊江島補助飛行場の設置又は運用による周辺地域の住民が生活上被る障害（生活環境の保全上の支障等）について、伊江村が行うごみ処理施設の整備に係る費用の一部を補助することにより、その障害の緩和に資するとともに、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与）	ごみ処理施設（焼却施設、資源化施設）の整備を行う沖縄県国頭郡伊江村に対する補助 〔総事業費の2/3補助〕	○ごみ処理施設（焼却施設、資源化施設）を整備することにより、伊江島補助飛行場から排出されるごみと一般ごみが併せて適切に処理	補助事業者の実績報告等	○事業完了後において、伊江島補助飛行場から排出されるごみと一般のごみを併せ適切に処理され、生活環境の保全と公衆衛生の向上等が図られ、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与している ○焼却施設によりごみを処理することにより、公衆衛生の向上効果とごみの減量・減容、ダイオキシン類が削減され生活環境の保全効果が図られている ○資源化施設による資源ごみ（紙類、缶類、ペットボトル等）の選別資源化は天然資源の保全効果が図られており、かつ、ごみの減量化等により既存埋立処分地施設の延命化にもつながる	効果は達成された
事後10	那覇港湾施設における岸壁整備事業 （船舶の寄港時における貨物の積み降ろし業務の効率化を図り、これにより米軍の円滑な駐留に資するとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与）	（那覇港湾施設の岸壁の老朽化を解消し、船舶の寄港時における業務の効率化を図るために、）既存岸壁の改修及び附帯施設（防舷材、係船柱等）の整備 （平成13年度から17年度まで実施）。 【事業費】 約22億円	○老朽化が著しく、度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況を改善する。 ○船舶の接岸が制限されていた状況を改善し、船舶の寄港時における貨物の積み降ろし業務の効率化を図る。	施設の完成検査	○老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況が改善 ○船舶の接岸が制限されていた状況が改善され、船舶の寄港時における貨物の積み降ろし業務の効率化が図られた	効果は達成された

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとした効果	効果の把握・測定		評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果	
中間1	9 6 式多目的誘導弾システム	新たな脅威や多様な事態、本格的な侵略事態に実効的に対応するため、対舟艇対装甲火力として9 6 式多目的誘導弾システムを整備 【平成19年度予算概算要求約24億円（後年負担）】	○防衛大綱において「即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた、多機能で弾力的な実効性のあるものとする」と位置づけられた今後の我が国の防衛力の実現に寄与	○これまでの部隊運用の結果を検証（国内外における射撃訓練において良好な成果を収める等、各種訓練において優れた性能を発揮）	○遠距離の目標に対する射撃が可能。大型化、高速化した敵上陸用舟艇及び特殊装甲を有する装甲車両等への対処が可能 ○目標情報や部隊の現況の一元的管理が可能。各発射装置に対する迅速かつ的確な目標の割り当てや同時多目標対処など効率的な射撃統制が可能 ○遮蔽地からの射撃や見通し外の目標に対する射撃が可能となるとともに、敵砲迫に対する生存性が向上。赤外線画像誘導方式の採用により、夜間射撃が可能 ○機動性が向上し、不整地を含め、島嶼部等に迅速に展開することが可能	防衛計画の大綱に基づく今後の防衛力の役割を適切に果たすためには、長射程かつ撃破能力、射撃統制能力、見通し外射撃能力、夜間射撃能力、機動性等に優れた96式多目的誘導弾システムを、陸上自衛隊の対舟艇対装甲火力として、引き続き整備することが必要。

（注） 1 防衛庁から送付された「防衛庁の平成17年度事後の事業評価」及び「防衛庁の平成18年度事前、中間段階の事業評価」に基づき当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（中間・事後）関係）の記載事項

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の記載番号に基づき記入した。
「政策（名称、目的）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとした効果」欄		政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。
「効果の把握・測定」欄	「効果の把握の方法」欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。
	「把握された効果」欄	実際に得られた効果を記入した。
「評価の結果」欄		把握された効果を基礎として導き出された評価の結論を記入した。